

翻
訳

フリッツ・ナフタリ編

経済民主主義 (7)

山田高生訳

第三章 労働関係の民主化

第一節 物権法から債務法を経て労働法へ

I

労働者階級が服従させられていると感ずるすべての権力のうち、最前列にあるのが法律である。この法律が第一に守るべき保塁は、生産手段の私的所有である。従って、従属的労働の法律上の地位は、なによりもまず所有

経済民主主義 (7)

にたいする労働の關係によつて規定される。この關係も、人間相互のあらゆる關係と同様に歴史的に変化してき
た。

1 労働にかんする法律の歴史は、人間の労働力の所有権にはじまる。労働を規制するのは物權法的規制である。労働する人間は、法律上物件としてとり扱われるのであって、人格としてではない。彼は、自分の権利を持ち独立して行爲することができ法的主体ではなく、所有者の意のままになる所有の対象である。彼は、彼自身と彼が持っているものすべてをひっくりかかして、所有者のものである。しかし所有者に帰属するのは、服従者にたいする私法上の権力だけではない。公法上の権力も所有者に帰属する。国家なるものがまだ存在していなかったか、あるいは、中世の封建時代のように再度崩壊したときには、当時の標準的な土地所有権のなかに私的権限のみならず、公法上の権限も含まれていた。労働する人間は、私的領域でも公的領域でも所有権をとり上げられていたのである。

このような物權法的規制を表現しているものは、奴隸制であった。奴隸は、主人のものであった。それは、自分の家財がその所有者に属しているようなものである。自由のない者は、——ある法制史家はこう言っている——物としておよび商品としてとり扱われ、愛玩動物と同列におかれた。奴隸は財産を得ることも、仕事場から離れることも、そして国づくりと街づくりに協力することもできなかった。主人が奴隸の生死を、その職業と兵役義務を決定したのであった。このような物權法的關係は、たしかに歴史の過程のなかで緩和される。隷農や農奴のような、緩和された形の奴隸制が成立する。だが、物權法的關係は廃止されない。その内部で多かれ少かれ服従者の固有の権利が承認されるようになる。隷農と農奴は、自分が耕やす土地について一定の権利を得ること

ができるし、主人から要求のないかぎり、自分の労働から所得を得ることもできる。一定の協働権を主張することとさせるようになる。彼は自分の家族を持つことができ、そしてもちろん所有者の手中にある広範な支配権は留保されてはいるが、自分の財産を相続させることもできる。しかし彼は、つねに土地に拘束されており、土地の付属物である。彼は土地とともに売却されるか、あるいは遺産相続の対象となる。「自由な」労働関係は、当時すでにこのような拘束された労働関係と並んで存在していたが、古代と中世では労働制度の典型的現象としてではなく、ところどころに見られたにすぎない。そのような関係が成立したところでは、それは家父長主義的秩序のもとにおかれた。労働者の「同権的」地位は存在しなかったのである。

2 労働力の所有権のあとに、「自由な労働契約」が現われる。これは古い物権法的束縛をうち破り、債務法的契約におきかえる。労働の規制は債務法的規制となる。労働者は、もはや個人の所有権によって雇主に直接拘束されるのではなく、みずから労働給付の義務を負うことの同意によってのみ拘束されるにすぎない。労働の債務法的規制は、固有な権利を持ち、自立的に行為することができ自由な人格を前提とする。労働者は、法的にはもはや物としてではなく、人格として存在するのであって、これは他のすべての人格と同じ類的標識を示している。このような人格が人間としても生存しうるかどうか、彼が人間らしい存在を保っていくのに必要な地位と財産を持つかどうかについては、発展のこの段階では、法律はなんら関心を示していない。労働者にとっては、すべての人間が人格であること、つまり自分の利益を法的に自由に主張する能力を持つことで十分なのである。この債務法的拘束は、もっぱら私法に根ざしている。雇主は、かつては労働者にたいし私権のみならず公権をも行使したのであるが、いまや私的人格として——もはや公的権利の所有者としてではなく——労働者と対峙する

にすぎない。労働者の公的領域は、雇主からとり上げられた。それは国家に所属するのみであって、国家は封建制度の崩壊以後、もはや私的人格によるいかなる公的権力の行使も許容してないのである。

自由主義法学は、被用者と雇主の関係についての唯一の基礎を、あの債務法上の合意のなかに見出すことで満足してきた。それは、どのような力がこの合意をもたらし、実行するかを研究することさえしなかった。実際にはこの力は、当事者のほらはらな自由な意思のなかにあるのではなく、一定の社会的制度に基づいている。その制度とは所有である。たしかに労働の債務法的規制をとまなう所有は、労働する人間にたいする直接的な法的支配を失った。しかしそれによって、労働する人間は所有から独立するまでにはいたらなかったのである。所有は、たんに法律的内容を持つばかりでなく、社会的強制力をも有する。所有は古い封建的な拘束が崩壊した後では、法律的には物にたいする支配にすぎない。だが、この物にたいする支配は、人格が他者の所有する対象のものにおかれるはあいには、人格にたいする支配へと導く。そのような対象とは、労働する人間が働らき生活するのに必要な生産手段のことである。労働する人間が自分でそれを意のままにできないなら、彼は所有の自由な使用のもとにおかれるのである。このような所有の社会的強制力は、二重の仕方て現われる。

第一にそれは、労働者が働らきながら生活していくには、所有に頼らざるをえないという事情を通じて作用する。なぜなら所有は、彼らの労働・生活条件を含むからである。「自由な労働契約」は法的強制を拒否するが、しかし生産手段の私的所有からの労働の分離から生ずるこのような社会的強制は拒否しない。「自由な労働契約」は、個々の支配者から労働者の束縛を解放したが、しかし所有一般への労働者の社会的拘束は解放しなかった。それが彼に与えた自由は、せいぜい自分の職場を自分で選ぶ自由だが、しかし自分の生活・労働条件を自分

てつくり出す自由ではない。カール・マルクスはつぎのように述べている。「資本家と労働者を商品市場で購買者と販売者として相互に向い合わせるのには、もはや偶然ではない。それは、一方を商品市場で労働力の販売者としてたえず投げかえし、彼自身の生産物を他方の購買手段にたえず変えていく過程の詰め手そのものである。実際、労働者は自分自身を資本家に販売する以前に、資本のものである。労働者の経済的隷属は、自分自身の販売の周期的更新、個々の主人の取り替え、労働の市場価格の変動によって媒介されると同時に隠蔽される。」

第二にそれは、所有が労働者を自由に使用して役立たせねばならないため、労働者を監督するという事情を通じて作用する。所有は、自由な労働契約によって雇われる労働者を支配する。「自由な労働契約」の権利は、報酬とひきかえに行なわれる労働の「売買」の法的保証に制限されている。ドイツで民法が成立するまで權威を持つていたローマ法の学説は、労働契約を独特な種類の契約とはみなされず、「売買契約」のひとつのケースとしてとり扱ったが、それは偶然ではない。契約に基づいて労働力の消費のなかで実現し発生することは、財産取引のためにつくられたこの法律とは関係ないのである。労働契約から生ずる経営のなかでの労働者の従属関係は、すべて法的処置を免れていた。それは、もっぱら所有者の自由裁量に委ねられていたのである。「資本家は」——

とさらにカール・マルクスは言う——「産業の指導者であるから資本家なのではなくて、資本家であるから産業の命令者となるのである。封建時代には、戦争と法廷における統帥が土地所有の属性であったが、同じように、産業における統帥が資本の属性となる。」

3 今日労働者の地位は、特別な労働法、規制によって規定される。それは、労働者という特殊な社会的存在をまったく考慮しなかった法律によって、労働者の人格に加えられた人間の抑圧にたいする反抗から発生した

労働運動の成果である。労働法的規制の意義は、労働の債務法的規制の基礎である形式的な人格の平等では十分でなく、労働者の特殊な社会的存在を法律的に認めさせるといふ点に存する。それは、労働者の特殊な法的存在、諸条件の創出を、目指すことによつて、この社会的存在を認めさせる。労働の債務法的規制は、これによつては廃止されないが、重要な点では制限され、補充される。生産手段にかんする私的所有の社会的強制力は、触れられずにとどまる。しかし労働法的規制とともに、かつては無制限であつたこの社会的強制力の行使に意識的な限界が引かれるようになる。

これが個々の点でどうなるかは、次節でとくに明らかにされねばならない。

II

1 労働者の特殊な社会的存在は、なによりもまず労働力の保護のなかに表現される。労働者であることの標識は、彼が労働を行なわねばならないという点にある。労働者の仕事は、彼の外側に存在する財産からひき出されるのではなく、彼自身のなかからのみつくり出される。それは、労働する人間とわがちがたく結びついてゐる。労働によつてなにかがひき渡されるのではなく、自分自身がひき渡されるのである。なぜなら労働の基礎は、自分自身の労働力、すなわち「人間の生きてゐる人格の肉体に宿る物理的精神的能力の総和」だからである。労働——それは活動する人間そのものである。それは、「人間の肉と血以外のいかなる容器も持っていない」。

労働の物権法的規制も債務法的規制も、労働する人間とその経済的任務との解きがたい結びつきを表現するも

のではない。労働者は、所有の対象として所有者の自由な使用に服していた。しかし所有者は、自分のものである他人の労働力を大事に扱うことはできなかったし、してはならなかった。労働は、債務法上の行為として他の行為と同様に、債務の対象であった。労働は、貨幣で買売されるといふ以外なら他の規定を持たない商品として一般に認められた。商品イコール貨幣という抽象的な等式においては、特殊な人間の実体は消え去り、まさしく「労働商品」として機能する。それゆえ債務法的把握では、有償による労働の売買が保証されるなら、法律の課題は満たされたものとみられた。このような債務法的保証のほかに、個人の労働力の磨滅にたいする労働者の人格法的保証が必要なこともあったが、そうしたことは、抽象的な人格の自由概念によって支配された時代には思いもつかなかったのである。この時代には、すべての人間は自由な人格とみなされ、彼らにはすべてこのような「自由」によって自分自身をまもる能力が与えられているから、特別な人間的保護を必要としないと考えられていたのであった。ひとは、こうした労働者階級の特種な社会的存在についての誤った認識がもたらした、人間の犠牲を認識するようになる。妨げられることのない資本主義の社会史は、あらゆる債務法的搾取に無制限にさらされ、破壊された人間の叫び声で満たされている。

労働者保護は、新しい労働法の見解によって表明された最初の思想である。ここでは法律は、労働能率を保証するばかりでなく、それを生み出す人間的実体を保護することも自己の任務として承認している。労働の債務法と並んで、労働者の保護法が存在する。このような保護法によって、労働者はかつての規制とは反対に、もはや差し押えの犠牲にさらされることはない。労働の取引から隔てられている生活物資が、労働者に確保されるのである。労働者保護は、つきのことによってこの課題を満す。労働者を労働一般から、あるいは少くとも一定期

間遠さけておくこと(児童・青少年・婦人の保護)、勤務の性質が許すかぎり、生命と健康の危険から労働者を保護する作業過程の規制を導入すること(労働保護)、そして労働力の再生産のために賃金の受取りと支払を、少くとも差し押えの対象とならない賃金所得の額について保証すること(賃金受取り・賃金支払の保護)が、これである。

2 労働者の特殊な社会的存在は、さらに労働者・職員・保険に表現される。労働者は、通常、無産である。彼は、労働からの所得に欠けるばあい、人間らしい生活を送るのに必要な財を持たない。肉体的には働らく能力があるばあいいも、彼は所有者が思いのままにすることができず職場を使用することができないなら、必要な財をつくり出すことができない。

古い家経済において労働の物権法的規制が行なわれていたあいだは、労働不能者を扶助すること、が家父長主義の見方に適合していた。彼は、生きていくために主人のところ拘束され、そして主人は自分の従属者の生活の面倒をみてやることに責任を感じたのである。こうした配慮は、権利義務というよりむしろ、風習や慣習によってうけつがれた慈悲心から行なわれる慈善行為として現われた。労働者が「自由な労働契約」によって労働市場に投げ出され、主人と下男の生涯にわたる古い絆が破綻しとき、労働者に一定の扶助を保証していた基礎も崩れ去った。雇主は、「自由な労働契約」によって一時的に労働者と取引に入り、労働者と商品取引を結ぶにすぎず、経営では「自由な」労働力の継続的な出入が行なわれるようになったわけだが、彼は労働関係外の労働者の運命については責任を感じなかった。これに対応して労働の債務法的規制も、扶助の義務を締め出している。国家の介入によって労働者の公的扶助制度を設置するという考えは、この時代には現われなかった。当時の見解では、社会と国家は鋭く区別されていた。国家は、その所属員の軍事のおよび法的保護につとめなければならない

が、しかし自律的に営まれ、個々人の生活必需品の経済的充足にたずさわる社会的な生活過程にたいしては積極的な影響を与えることを断念しなければならぬ。この過程は「自然秩序」として現われ、そこではあらゆる人の利害調和がその本来の目的として目指されるが、もし国家がこれに干渉を加えるならば、うまくいかなくなるにちがいないと考えられた。この見解によれば、市場形成の「自然法則」のみが社会的生起の推移を規定するのであって、意識的な形成物である法律が規定するのではない。この見解の帰結は、社会の下層階級における悲惨たる困窮であった。当時、自らの鎖以外失うものを持たないというプロレタリアートの概念が生れた。事実、この時代の労働者の経済的社会的状態は、しばしば労働者の物権法的規制の時代よりも絶望的であった。そこでは雇主は、少くとも自分の労働者にたいし一定の家父長主義的福祉を施していたからである。おそらく自らすすんで、労働不能者の面倒をみるという努力もなされたであろう。自発的な扶助金庫や経営の福利施設等が生れた。雇主賠償責任法も、雇主に支払能力がないばあい、少くとも経営不振によって損害をうけたものがある程度扶助する可能性をつくり出した。しかしこのことだけでは、病氣、老令、傷害、経営不振、失業が発生したばあい、労働者の経済的存在を実際に保証していくのに十分ではなかった。

このような保証は、労働者保険法によってはじめて達成されたが、それは労働法的規制の進路に新しい一歩をしるすものであった。労働者保険法は、労働者階級にとって次第に重要な意義を持つようになった。とりわけ、すべての保険部門のなかでもっとも議論の多かった一九二七年創設の失業保険は重要であった。失業保険が依拠している考えは、公的・法的介入によって労働者の無所有状態にたいする均衡がつくり出され、これによって労働不能や失業のさいに、労働者が露命をつなぐのに必要な経済的財が保証されねばならないというものである。

同時にこのような労働の債務権と並んで、労働者の社会的財産権が創設されたことによって、労働の債務法にたいする広範な補充が成立した。「自由な労働契約」の制度では、個々「人」への財の分配は、「諸力の自由な運動」という偶然に委ねられる。新しい社会的財産権によって、人間のために意識的に新しい分配秩序がつくられるが、これは特定の階級の利益のために、一定の行路をたどる財の運動の自動的経過を定めているのである。このような分配秩序は、労働者に経済の社会生産物にたいする分け前を与える。この分け前はとり上げることで、きかない生存のためのものである。これによって労働者は、財産を所有することなしに、一定のばあいに自分の経済的生存を維持することのできるものである。労働者保護は、労働者の肉体的生存に基礎を持つ一定の生活資料を社会的に自由に処分させないことよって、労働者の社会的生存を保証する。他方で、労働者保護を通じて労働者にその経済的生存に不可欠な一定の社会的生活物資を供給することよって、労働者の社会的生存は保証される。労働者の社会的年金請求権に、資本家の「社会負担」が対応している。社会的財産権の観点のものは、それは実際には、決して経済の負担ではなく、新しい社会権によってつくられた、労働者階級にたいする経済の収益の新しい分け前である。したがって経済の収益は、まず労働者階級の生存に本質的に必要なものが満たされたのちに、はじめて資本家に与えられる。

3 労働者の特殊な社会的存在は、さらに労働者の共同決定権において表現される。個々の労働者の存在は、集団的な生活条件と結びついている。この集団的生活条件とは、なによりもまず、彼が働いている経営の状態で、連結した作業方法は、多数の労働者がひとつの管理のもとに組織的に集中することを必要ならしめる。このような組織的集中は、すべての経営従業員に共通な秩序が成立することよってのみ可能である。こ

のような秩序は、すでに与えられた組織として個々の労働者と向い合つて存在している。さらに集团的な生活条件とは、経営をこえて、および経営を通して作用する一般的な社会の状態のことである。これは、自由な経済生活が存在するかぎり、「社会的諸力の自由な活動」によつて形成される。労働者は、個別的存在としては無抵抗であつて、この活動の犠牲にさらされている。彼は、無力なるかゆえに、宿命的な社会的運命のようにこの活動の結果をうけ入れなければならない。このような生活条件は、どこでも、通常労働者個人にたいしてだけでなく、すべての経営従業員や階級に所属する者にたいしても妥当する一様な条件である。それゆえ、彼の生活状態が変化するのは、集团的な生活条件が変わることによつてのみ可能である。

労働の物権法的規制においては、一般的な社会的条件が有効に働らくことはほとんどない。なぜなら、それは自然経済的体系の法的表現であつて、人々を閉鎖的な家経済の単位のなかに包み込むからである。この時代には、この単位のなかつて集团的な生活条件だけが問題になりえたのである。そのような生活条件は、もともと所有者の意思のみによつて規定された。そのため、このような一方的な支配者の権利は、歴史の経過のなかつて争われずにいるわけにはいかなかつたのである。すでに中世の賦役農場には、農場協同組合が成立しており、主人にたいし農場従事者の共通の権利を主張し、主人の一定の支配権の行使に協力した。それゆえ賦役農場の所有者のそれぞれの農場法では、農場協同組合の承認なしに農場従事者から土地をとり上げたり、新たな農場従事者を雇ふことはできなかった。労働の債務法的規制とともに、このような統一だけでなく、協同組合的生活条件も破壊された。「自由な労働契約」は、個々の雇主と被用者との債務関係をめざした。それは、両者のあいだに個人的関係以外はなにも認めなかつた。古い封建的組織の崩壊以後、たしかに資本主義経済の経営のなかに新しい社会組

織が現われた。けれども労働の債務法は、このような組織とは無関係であった。それは個人の契約権とのみかわりを持っており、いかなる社会的組織ともかわらなかった。その結果、このような経営では経営所有者の無制限な経営絶対主義が生じ、彼は従業員への対抗権を認めずに、一方的に経営の諸条件を決定した。社会的世界の外部では自由と民主主義の理念が思弁家たちを酔わせたが、その間資本主義的経営の労働者はまったくの従属状態のなかで生活していた。しかしこれのみではない。「自由な労働契約」の古典的時代は、同時に「自由競争」の時代でもあった。そこでは個人々は、自由な市場に全面的に依存している。需要供給の「自然法則」は、なんの障害もなしに賃金・労働条件をも支配する。それはより下層の供給を犠牲にして決められるので、下限は存在しないのである。国家は、このような「社会的諸勢力の活動」に介入することをただ差控えていたわけではない。非常にきびしい団結禁止によって、労働者に有利な集団的権力形成が労働供給に影響を及ぼすことがないよう配慮していた。賃金・労働条件の形成を規定していた社会関係は、あらゆる規制から免れていた。それは、労働者の採用のさいに雇主による賃金・労働条件の一方的な命令という結果をもたらした。賃金・労働条件の内容にかんする個々の交渉は不可能であった。「自由な労働契約」とは、実際には、確定した諸条件のもとへの法的な「自発的」服従以外のなにもなかったのである。

労働の共同決定権は、その集団的生活条件が「自然法」によって動かしえないものとして与えられたのではなく、形成可能なものであり、しかも労働者側でのその形成は、集団的意思の担い手によってのみ可能であるという考えに依拠している。それゆえ前世紀の社会史は、集団的意思形成の権利をめぐる労働者階級の闘争によって満たされている。そのさいこの権利は、経営と職務における賃金・労働条件の規制と実施のさいの協力権によつ

て保証されるべきであるというのが労働者階級の要求であった。このような集団的基礎に基づく共同決定権は、今日では法的に承認されている。これは、憲法第一六五条に基づいて労働者階級の基本権となった。これによって労働法的規制は、もつとも重要な進歩を達成した。労働の個別的債務法と並んで、今日では労働の集団的意識権がある。かつて労働者の生活状態の形成は、「私法の自己決定」にもかかわらず、労働者には閉ざされたものであったが、今や労働者は集団的な意思代表によって、この生活状態を真に規定する形成条件に作用を及ぼすことが可能になったので、労働者の勢力範囲は拡大する。労働者保護と労働者保険は、労働者の肉体的経済的生存を保証し、集団的意識権がその社会的勢力を上昇させる。これは経営にも職業にも現われる。あるところでは、これは経営条件をとらえ、他のところでは、経営と職業における個々の労働者の状態にとって決定的である一般的な社会的条件をとらえる。経営代表制と団結は集団的意思の担い手であり、経営協定と団体協約が集団的権利の主要な意思形態である。

4 労働者の特殊な社会的存在は、最後に、労働者の権利保護請求権の改革となって現われる。人間にとって自分の権利を主張し、不正をただすことが法的にできないことほど重大なことはない。権力を持つ者ばかりでなく、持たざる者も自分の権利を貫徹できるという意識ほど権利思想を促すものはない。このことは、権利と裁判が形式上すべての人に与えられていることを意味するばかりでなく、各自が自分の権利をまもるために裁判所に訴える手段を持つことと、法的保護がすべての人に実践的意義を持つように裁判手続がつくられることも意味している。

このような前提は、労働の物権的規制でも債務法的規制でも見られなかった。そこでは、裁判権は自分の問題

経済民主主義 (7)

について決定をくたす自主独立の人間の手中にあった。ここにはすでに国家の裁判所がたしかに存在してはいたが、しかしその手続は一般の規定にしたかつて行なわれたにすぎず、労働事件にたいし裁判所は特別に仕事をすることもなかったし、特別な公正とかスピートも認めなかった。労働者にとっては、そのような裁判権と手続は実践的な価値がなかった。それゆえ、立法による特別な營業裁判所の設置という考えが現われたとき、法律家サイドから異議が出されたのは非常に特徴的である。それによれば、労働者と雇主との良好な関係がこれまで一般の法廷で訴訟となるようなことはほとんどなかったから、そのような特別な裁判所をつくる必要はないと言うものであつた。

権利保護の特別な形成は、今日はじめて一般労働裁判所の設置によって実現した。個人および集団にかかわるあらゆる労働事件にかんし、特別な手続によって特別な裁判に訴える道が今日すべての被用者に開かれている。このような特別な裁判権と特別な手続によって、労働者は彼の特別な権利保護の必要に対応する法律施設を利用することができるのである。このような権利保護の要求は、関係団体を参加させることによって裁判官の構成が特別な信頼を獲得すること、および手続が迅速かつ安価になされることに向けられた。これとともに、労働者の社会的力を高める集団的意思権と並んで、彼の個人的力を拡大する労働者の特別な権利保護が現われる。このような特別な権利保護権によつてはじめて、労働法的規制は確實なものになったのであって、さもなければ多くのばあい、それは實際上の効力を断念しなくてはならなかつたのである。

労働者の今日の法的地位を概観するなら、われわれの行く手には二重の發展がみられる。

1 一方では労働に比べて所有の力が後退する。所有は、最初は人間を所有の対象として支配したが、そのよ
うな所有はもはや存在しない。人間の概念はもはや物の概念のなかに入らない。同時に所有は、主権に特有な属
性をすべて失った。今日の所有権は、単なる私権にすぎない。かつて所有が有していた公的権能は、すべて国家
に委譲された。社会的力だけが残っているのである。しかしこの力も、今日ではもはや無制限なものではない。

所有の社会的力の行使は、かつては無制限であったが、今日では労働の社会的生存条件と結びついており、しか
もその生存条件は、法的に確定していて、もはや所有者によって破られえないということが新しい労働法的規制
の特徴である。人間にたいする所有の支配の通減法則として特徴つけることができる法則の作用がみられる。こ
の法則は、すでにラサールによって忘れがたい言葉で述べられている。彼はその『獲得された権利の体系』のな
かでつぎのように書いている。

「この主張は一見すると大変矛盾しているように見えるかもしれないが、しかし一般的には、あらゆる法律史
の文化史的歩みは私的個人主義の所有領域をますます制限し、次第に私的所有の外部に目標をおくようになる。
そして真の法律史が文化史的観点から書かれていたら、これはもともと重要な指導的思想のひとつになっていた
にちがいない。もちろんこれは、まだ一度も試みられたことがないのだが。」

このようなラサールの根本的見方は、経済的社會化の歩みとその本質の把握にとっても重要であり、彼自身は
見ることができなかった労働法的規制によって新しい光が投ぜられる。事実、労働法的規制は所有の制限におけ
るさらに進んだ段階なのである。

2 他方では所有が讓歩するにつれて、労働する人間は大量に新しい法律の施行のために立ち上る。奴隸から現代の組織された労働者にいたるまで、なんたる法的變遷が見られたことだろう。労働者は、労働の物權法的規制においては法的能力を一切欠いていたが、労働の債務法的規制では權利主体となり、ついで労働法的規制では、一般的な法主体であることをこえて、一定の人間らしい生活領域をしつかりと自分のものとする權利が賦与される。彼はかつては物にすぎなかったが、のちに人格に昇格し、労働法によって人間になる。この法律が認められることは、人間はすべての人間がそうであるところのもの、すなわち、權利を獲得し所有する能力の担い手である人格にすぎない類的存在としてのみ生存するわけではないということである。それが認めたことは、人間は一定の具体的な存在であつて、いろいろな階級のなかで種々であること、そして人間はたんに人格であるばかりでなく、階級に所屬する者、つまり彼から權利が奪われるなら、革命を起す階級狀況の担い手でもあるということである。そのような法律は、人格の人間概念、すなわち人間を抽象的な人格形態においてではなくて、具体的な生活形成において考へる概念を必要とする。かつての法律は、このような生活形成について配慮するところがあった。それはすべての人間に闘争能力を与えること、つまり自由競争のなかで「糊口の場所」を入手するために、同じ自由を与えることで十分であつた。この自由は、すべての人間が必要な生活資料を得ることができぬに十分であると、それは考へたのである。あの自由な活動における社会的力の相違は、この法律の照したところではなかつた。生存競争のなかで生活の収入が中断するはあい、法律は人間にたいし、生存できるかどうかという問いに答えていないのである。労働法は、權利能力ばかりでなく、生存能力をも人格の本質にまで高めることによつてそれとは異なる。この人格概念は、社会的である。以前は、人間の生活の唯一の條件は所有であつた。

所有なければ、生活の糧もなし。人間は外的諸条件に拘束されており、それらの存在と範囲は偶然的事故にさらされていた。労働法は、法体系のなかに第二の条件を導き入れる。それは人格のなかにある。われわれはそれを人間性と名つけよう。人間が所有を意のままにすることができなくとも、人間であるという理由から、生活に必要な財と力が彼に帰属し、保証されねばならない。この目的のために、労働法は個々の生存権をつくりだした。われわれは、現在の労働法の規制のなかでこれを学んできたのである。われわれは、人間性の概念のもとで生存権をすべて総括しよう。なぜならこれには、労働者の人格との直接的結びつきが共通しているからである。生存権はすべて、労働者の力、彼の財の領域、彼の意思および彼の権力を獲得し、拡大する。かくて人間性は、それ独自の本質によって所有の古い権利原則と対立する新しい独立の権利原則として、所有の制限によって成立する自由な領域に入る。かつては労働と所有の関係の形成にとって、所有が唯一の決定的な力であったが、今日では二つの対抗力が対立している。そして労働と所有の関係がさらに発展するかどうかは、この対抗作用に依っている。

最後に、以上の叙述が経済民主主義の理念にとってどのような関係にあるかが問題となる。